

平成二十九年五月十一日提出
質問第三〇一號

安倍昭恵内閣総理大臣夫人の私的活動に対する夫人付職員の同行に際し、旅行命令や超過勤務命令が適切に行われるようになったか否かに関する質問主意書

提出者 宮崎 岳 志

安倍昭恵内閣総理大臣夫人の私的活動に対する夫人付職員の同行に際し、旅行命令や超過勤務

命令が適切に行われるようになったか否かに関する質問主意書

安倍昭恵内閣総理大臣夫人は、本年四月二十四日から二十五日にかけてウエステインナゴヤキャッスルにて開催された「国際ソロプチミストアメリカ 日本中央リジョン第三十一回リジョン大会・表彰夕食会・二〇一六年度分科会」に出席し、講演を行ったとされる。

今国会でのこれまでの委員会質疑への答弁及び質問主意書への答弁書において、内閣官房は、昭恵夫人の私的活動に対する昭恵夫人付職員の公務としての同行に関して、今後は夫人付職員への旅行命令、超過勤務命令を適切に発令していく旨を明らかにしている。

以上を踏まえて質問する。

- 一 上記の式典出席及び講演時に、夫人付職員は同行したか。
- 二 同行したとすれば、旅行命令、超過勤務命令は発令されたか。
- 三 旅行命令が発令されたとすれば、夫人付職員の交通費は国費よりすでに出費された、または今後出費されるかと考えて良いか。あわせて、その金額を示されたい。

四 交通費が国費より出費されないとすれば、負担したのは誰か。

五 超過勤務命令が発令されたとすれば、超過勤務手当が支給された、または今後支給されると考えて良いか。また、超勤代休時間は指定されたか。

右質問する。